

# 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 保育士修学資金貸付制度のご案内

## ～保育士修学資金貸付制度とは～

保育士養成施設に在学する方に、修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。

この制度では、保育士養成施設卒業後、都内の児童福祉施設等で保育士業務に5年間継続して従事した場合には、全額返還が免除されます。

### 貸付制度の主な内容

**対象者**：保育士養成施設に入学し、次の①～⑤の要件をすべて満たしていること

- ① 都内に住所を有している（住民登録している）または都内の保育士養成施設に在学中
- ② 学業が優秀である
- ③ 家庭の経済状況から、真に本修学資金の貸付けが必要であると認められる
- ④ 他県が実施する保育士修学資金を借り受けていない
- ⑤ 卒業した日から1年以内に、保育士として、継続して5年以上指定施設で保育士業務に従事する意思がある

\*その他、別途定める要件を満たす方には、生活費に充当できる費用（生活費加算）を上乗せして貸付けることが可能です。

\*その他、奨学金等との併用については、別途要件があります。

**貸付額**：修学資金 月額5万円以内 総額120万円以内  
 入学準備金 20万円以内（任意）  
 就職準備金 20万円以内（任意）  
 生活費加算 生活扶助基準の居宅（第1類）の該当区分額以内（1,000円未満切捨）

**貸付期間**：原則2年間

\*ただし、修学期間が2年を超える場合は、2年間に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間とすることができます。

**利子**：無利子

**連帯保証人**：要件を満たす連帯保証人を原則1名立ててください

**返還免除**：次の全てを満たした場合、返還免除 \*要件を満たさない場合、全額返還となります

- ① 保育士養成施設卒業後、1年以内に
- ② 保育士登録をしたうえで、
- ③ 都内の児童福祉施設等に就職し、
- ④ 5年間継続して保育士業務に従事した場合

**申込方法**：在学する保育士養成施設から申込書類を入手し、保育士養成施設を通じて当センターまでお申込みください。

**申込期限**：平成28年11月10日（木）（センター必着）

### お問い合わせ先

東京都福祉人材センター（保育士修学資金係）  
 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7階  
 TEL：03-5211-2860

